

拠点等開始に伴うグループホーム体験利用に係る支給決定の取扱いについて（ご案内）

伊勢崎市では、障害児者（以下、「障害者等」という）の重度化・高齢化や「親なき後」といった問題を見据え、令和2年度末までに地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）を整備しました。

拠点等は、地域における生活の安心感を担保すること、さらに、施設や親元から地域への移行をしやすいとする支援の提供体制を整備すること等を目的とし、5つの機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えるべきとされています。

この案内は、体験の機会・場の機能において、共同生活援助等の障害福祉サービスの（体験）利用を通して、「親なき後」に対する不安の解消、地域移行や社会参加及び障害児者の意思決定支援を促進することを目的としています。

1 取扱いの具体的内容

（1）グループホームの体験利用における現行の取扱いについて

- ① 事前に利用するグループホームをおおよそ決める
- ② グループホーム体験利用に向けた支給決定に係る申請（既に区分を持っている場合は変更・追加申請）
- ③ 障害支援区分の認定を受ける*1
- ④ 支給決定・受給者証交付
- ⑤ 体験利用（支給決定期間は1年間*2／利用可能日数は連続30日、年間50日）
- ⑥ グループホーム正式利用に向けた支給決定に係る申請
- ⑦ 支給決定・受給者証交付
- ⑧ 正式利用（支給決定期間は最大3年間）

（2）拠点等（体験の機会・場機能）開始後の取扱いについて

- ① 将来的なグループホームの利用希望あり
- ② グループホーム体験利用に向けた支給決定に係る申請（既に区分を持っている場合は変更・追加申請）
- ③ 障害支援区分の認定を受ける*1
- ④ 支給決定・受給者証交付（利用先未決定／支給決定期間は1年間*2／利用可能日数は連続30日、年間50日）
- ⑤ 体験利用先を決める
- ⑥ 体験利用（複数のグループホームの体験利用可*3）
- ⑦ グループホーム正式利用に向けた支給決定に係る申請*4
- ⑧ 支給決定・受給者証交付
- ⑨ 正式利用（支給決定期間は最大3年間）

*1 次の障害者は支援区分の認定手続き不要。

- ・介護サービス包括型事業所を利用する場合で入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望せず、認定手続きが不要と判断された障害者
- ・外部サービス利用型事業所を利用する場合で受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望せず、認定手続きが不要と判断された障害者

*2 支給決定期間内（1年間）に利用実績が無い場合の取扱いについて、担当の相談支援専門員と体験のための情報共有や見学を実施している等の内容を相談支援専門員から提出されるモニタリング報告から勘案し、支給決定の更新を判断する。

*3 複数のグループホームを体験利用する場合、利用日数、補足給付（請求額）等の管理に注意が必要。

*4 体験利用の結果、本利用に至らない場合も想定される。

※ GHを体験利用するにあたって、利用の仕方に柔軟性を持たせることが目的のため、現行の取扱いを原則とした上で、新しい取扱いを可能とします

2 留意事項

(1) 体験利用における日数管理について

受給者証（水色冊子）の「(十一) 療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄」に入退所日を記録し管理をお願いします。原則、体験利用先の事業所が記載してください。なお、既に記入欄が埋まっている場合には、備考欄を活用してください。

(2) 特定障害者特別給付費（補足給付）の請求額管理について

補足給付とは、施設入所等に係る費用のうち、自己負担による食費や光熱水費（グループホームでは家賃）等の費用に対し、生活保護受給者及び低所得者の負担を軽減することを目的として支給されるものです。グループホームに係る補足給付は、1万円/月を上限とし実際に支払った家賃の額と比較して低い方の額が支給されます。複数のグループホームを体験利用する場合には、先に利用していたグループホーム等から優先して支給され、補足給付額に残余があれば、これを移った先のグループホーム等に支給されることになります。そのため、同一月で複数のグループホームを体験利用する際は、補足給付（請求）額の把握・管理が必要になります。なお、課税世帯は補足給付の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(3) 負担上限月額の見直しについて

生活保護受給者及び低所得者の負担上限月額は0円です。課税世帯の場合、グループホーム正式利用時の負担上限月額は一般1の段階がなく、課税世帯は全て一般2と認定されます。ただし、グループホームの体験利用については、あくまで体験であり、正式にグループホームに入所した訳ではないため、課税世帯であっても一律に一般2を認定する取扱いをいたしません。

3 グループホーム体験利用に係るQ&A

問1 グループホームの入所先はもちろん、体験先も決まっていなくても、ゆくゆくはグループホームを利用したいという場合に、支給決定（受給者証の交付）がしてもらえるのか？

(答) 体験利用先等が決まっていなくても、障害者等が将来的にグループホームを利用して自立をしたいと希望する場合には、支給決定（受給者証の交付）は可能です。ただし、緊急時に備えてなどの“お守りの”な意味合いでの支給決定は想定していないため、緊急時に不安がある場合には、短期入所等の利用を検討してください。

問2 「1 取扱いの具体的内容」の「*2」に支給決定期間内（1年間）に利用実績が無い場合の取扱いが記載されているが、グループホームの（体験）利用に向けて支援（活動）している場合は更新可能ということでしょうか？

(答) お見込みのとおり。利用を希望するグループホームの空き状況等によっては、支給決定後すぐに利用が出来ず、時間がかかってしまう場合も想定される。そのため、利用に向けた支援（活動）内容等をモニタリング報告書に盛り込んで提出していただき、その報告内容をもとに更新の必要性を判断します。

問3 「2 留意事項」の「(3) 負担上限月額の見直しについて」で課税世帯であっても一律に一般2を認定する取扱いをしないとあるが、課税世帯に属する者のうち、グループホームを体験利用した際に一般1が適用されるのは、具体的にどのような人か？

(答) 課税世帯に属する障害者のうち、「在宅で生活する市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する障害者」又は「20歳未満かつ市町村民税所得割額28万円未満の世帯に属する障害者」は、一般1（9,300円/月）が適用されます。これらに該当しない障害者は、一般2（37,200円/月）が適用されます。